

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No.7-7)

件名	一般圧縮空気設備の試験中における圧力指示計の破損																	
事象の概要 (1) 発生場所: 機器 (2) 発生の状況 (3) 概要	<p>精製建屋: 一般圧縮空気設備</p> <p>一般圧縮空気設備の試験中</p> <p>一般圧縮空気の試験中、圧縮空気の元弁を全閉したところ、圧力指示計の系統からの隔離を実施していなかったため、過大な圧力により圧力指示計が破損</p> <p>* 他の建屋も含め同種の機器においても同様の事象の発生が予想される。</p>																	
事象による影響 (1) 工場外への影響 (2) 安全性への影響 (3) 作業員への影響 (4) 他工程への影響	<p>工場外への影響は生じない。 精製建屋換気設備が稼働している室内での事象及びそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 破損した圧力指示計は隔離するため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>作業員への影響は生じない。 圧力指示計の復旧作業は、定められた放射線管理要領に従い、作業計画に沿って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>他工程への影響は生じない。 破損した圧力指示計は、保守時に必要な計器であり、復旧作業は圧縮空気設備を運転した状態で行えることから、他工程への影響は生じない。</p>																	
対応の概要	<p>(1) 破損した圧力指示計の元弁を閉止する。</p> <p>(2) 定められた保守手順書に従い破損した圧力指示計を取り外し、予備品と交換する。</p> <p>(3) 圧力指示計の指示値が正常であることを確認する。</p>																	
公表区分	毎月集約して月1回公表(ホームページへ掲載)																	
対応区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(a) 運転継続しながら復旧</td> <td rowspan="5" style="width: 15%; vertical-align: middle;"> 国際評価尺度 (INES) のレベル (レベル2以下は工場外への影響はない) </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> 0以下 1 2 3 4 5 6 7 </td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>(b) 運転系統を切り替えて復旧</td> <td style="text-align: center;"> 放射線物質の外部放出 </td> <td style="text-align: center;">工場外への影響</td> </tr> <tr> <td>(c) 当該機器を停止して復旧</td> <td style="text-align: center;"> 放射線物質による汚染、被ばく等 </td> <td style="text-align: center;">工場内への影響</td> </tr> <tr> <td>(d) 当該設備を停止して復旧</td> <td style="text-align: center;"> 日本原燃による評価: レベル0以下 </td> <td style="text-align: center;"> 運転時制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化 </td> </tr> <tr> <td>(e) 影響範囲の設備を停止</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル (レベル2以下は工場外への影響はない)	0以下 1 2 3 4 5 6 7			(b) 運転系統を切り替えて復旧	放射線物質の外部放出	工場外への影響	(c) 当該機器を停止して復旧	放射線物質による汚染、被ばく等	工場内への影響	(d) 当該設備を停止して復旧	日本原燃による評価: レベル0以下	運転時制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化	(e) 影響範囲の設備を停止		
(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル (レベル2以下は工場外への影響はない)	0以下 1 2 3 4 5 6 7																
(b) 運転系統を切り替えて復旧		放射線物質の外部放出		工場外への影響														
(c) 当該機器を停止して復旧		放射線物質による汚染、被ばく等		工場内への影響														
(d) 当該設備を停止して復旧		日本原燃による評価: レベル0以下		運転時制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化														
(e) 影響範囲の設備を停止																		

事象概要

